

いちき串木野市下水道事業経営戦略

団 体 名 : いちき串木野市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

| 供用開始年度 (供用開始後年数) | 平成4年度 (供用開始後33年) | 法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分 | 全部適用 (令和2年4月1日) |
|-----------------------|--|----------------------------|--------------------|
| 処理区域内人口密度 | 30人/ha | 流域下水道等への 接 続 の 有 無 | 無 |
| 処 理 区 数 | 1処理区 | | |
| 処 理 場 数 | 1箇所(串木野クリーンセンター) | | |
| 広域化・共同化・最適化 実施状況*1 | 鹿児島県が主導して策定している広域化・共同化計画に基づいた方向性の検討を行い、各地域における積極的な情報交換等を実施することで一致している。 | | |

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

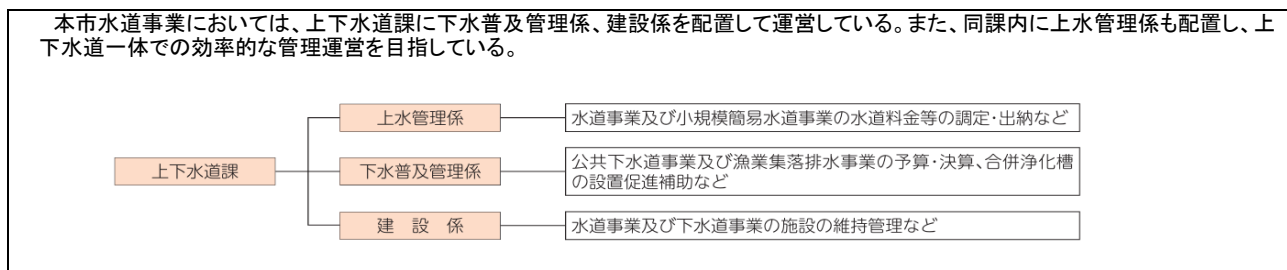
② 使用料

| | | ※ 下水道使用料の料金体系（消費税別） | | | | | |
|-------------------|-------------------------------------|----------------------|------------|------------------------|-------------------------------------|-------|---------|
| | | 種別 | 区分 | 汚水量 | 金額 | | |
| 一般家庭用使用料体系の概要・考え方 | 一般汚水 | 基本料金 | | | 691円 | | |
| | | 従量料金 (1立方メートルにつき) | | 10立方メートルまで | 53円 | | |
| | | | | 10立方メートルを超え20立方メートルまで | 86円 | | |
| | | | | 20立方メートルを超え30立方メートルまで | 110円 | | |
| | | | | 30立方メートルを超え40立方メートルまで | 120円 | | |
| | | | | 40立方メートルを超え50立方メートルまで | 129円 | | |
| | | | | 50立方メートルを超え100立方メートルまで | 139円 | | |
| | | | | 100立方メートルを超える分 | 143円 | | |
| 公衆浴場汚水 | 基本料金 | | | 691円 | | | |
| | 従量料金 | | 1立方メートルにつき | 13円 | | | |
| 業務用使用料体系の概要・考え方 | ※ 一般用と業務用の区別なく、上記料金体系で統一している。 | | | | | | |
| その他の使用料体系の概要・考え方 | 条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 | | 令和4年度 | 2,081 円 | 実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 | 令和4年度 | 2,551 円 |
| | | | 令和5年度 | 2,081 円 | | 令和5年度 | 2,613 円 |
| | | | 令和6年度 | 2,081 円 | | 令和6年度 | 2,629 円 |

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織



(2) 民間活力の活用等

| | | |
|---------|---------------------------------|--|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | 塩田雨水ポンプ場について、運転管理の一部、清掃業務の一部、保守点検の全部について、民間委託を行っている。串木野クリーンセンターについては、運転管理及び汚泥の運搬、清掃業務、分析業務、保守点検の一部について民間委託を行っている。 |
| | イ 指定管理者制度 | 将来的な処理場の管理運営について、指定管理者制度やPPP・PFI手法等の比較検討を行い、より本事業にとって最適な官民連携のあり方を模索する。 |
| | ウ PPP・PFI | |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4 | 本事業が保有する処理場等の施設敷地および未利用地について、本来の目的を妨げない範囲において、多角的な有効活用の可能性を検討する。これにより、維持管理コストの低減や、新たな収益機会の創出、さらには地域貢献に資する資産運用を目指す。 |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5 | |

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

①経営の健全性・効率性

※表中「類似」は、「類似団体の平均値」を示す

| 項目 | 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------------------------|----|----|---------|---------|--------|--------|
| 経常収支比率 (%) (経常損益) | 本市 | - | 111.94 | 103.04 | 105.09 | 112.17 |
| | 類似 | - | 107.21 | 107.08 | 107.01 | 106.53 |
| 累積欠損金比率 (%) (経営の健全性) | 本市 | - | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | 類似 | - | 43.71 | 45.94 | 23.86 | 18.41 |
| 流動比率 (%) (支払能力) | 本市 | - | 30.45 | 44.72 | 46.47 | 75.85 |
| | 類似 | - | 40.67 | 47.70 | 68.27 | 74.79 |
| 企業債残高対事業規模比率 (%) (債務残高) | 本市 | - | 230.61 | 667.89 | 544.59 | 154.20 |
| | 類似 | - | 1050.51 | 1102.01 | 804.98 | 767.56 |
| 経費回収率 (%) (料金標準の適切性) | 本市 | - | 51.68 | 60.93 | 68.72 | 110.12 |
| | 類似 | - | 82.65 | 82.55 | 88.71 | 90.23 |
| 汚水処理原価 (円) (費用の効率性) | 本市 | - | 244.04 | 207.96 | 185.64 | 118.65 |
| | 類似 | - | 186.30 | 188.38 | 174.80 | 170.20 |
| 施設利用率 (%) (施設稼働の状況) | 本市 | - | 51.12 | 49.66 | 60.29 | 69.85 |
| | 類似 | - | 50.53 | 51.42 | 55.82 | 56.51 |
| 水洗化率 (%) (普及の状況) | 本市 | - | 92.50 | 93.00 | 93.53 | 93.91 |
| | 類似 | - | 82.08 | 81.34 | 90.67 | 90.62 |

・経常収支比率は、下水道区域外からの大規模工場の移転により増加傾向にあるが、依然として一般会計からの繰入が大きいため、使用料の見直しを行い、経営改善の取組が必要である。

・流動比率は、100%を下回っているが資金繰りに懸念なく、運営上の支払能力はあると考えられる。

・汚水処理原価は、大規模工場移転による有収水量の増加や人事異動による人件費の削減等により減少傾向にある。今後も維持管理費の削減に努めていく。

・施設利用率は、大規模工場移転により一日平均処理水量が増え、増加傾向にある。引き続き未接続世帯の解消も図っていく。

・水洗化率は年々増加しているが、今後も未接続者に対して、下水道接続の普及に努めていく。

2. 将来の事業環境

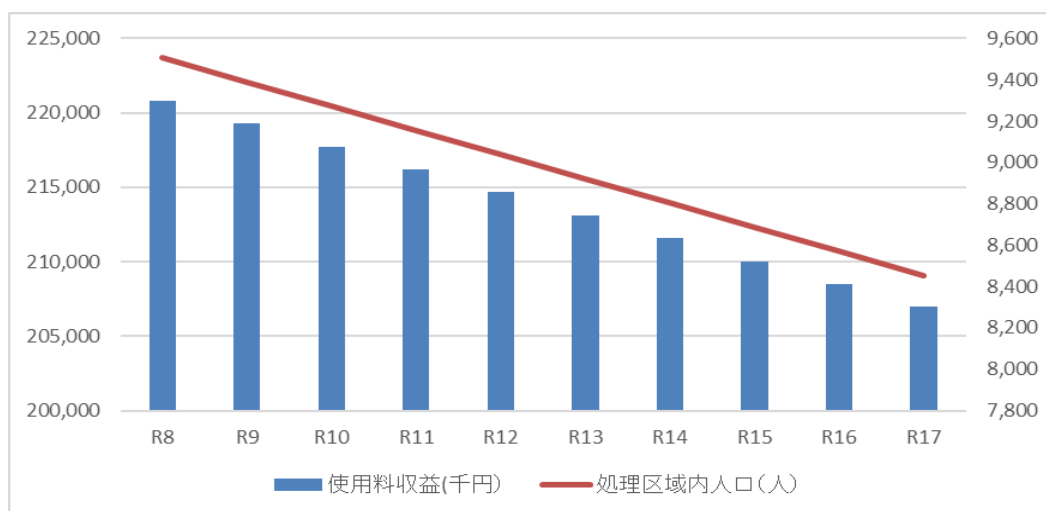
(1) 処理区域内人口と有収水量の予測

本事業における処理区域内人口の予測は、行政区域内人口の将来予測に基づき、同様の推移で処理区域内人口も減少していくものと推計している。1人が1日当たり利用する有収水量は、直近3年間の平均水量が今後も維持されると見込んで推計を行った。

(2) 使用料収入の見通し

本事業の使用料収入は西薩工業団地内の大規模工場の稼働開始に伴い直近3年間では増加傾向にある。ただし、西薩工業団地の稼働率が将来的に大幅に向上する計画はないため、人口の減少に伴い使用料収入も漸減していくことが予想されている。一方で平成4年の供用開始から33年が経過し、管路の大規模更新時期が近づいている状況にある。

将来の大規模更新に向けての準備として、また繰入金へ依存する事業運営の改善を図るため、令和11年度に改定率15%を目安に料金改定の実施を行うことを計画に含め、今回の経営戦略改定を行っている。



3. 経営の基本方針

【生活環境の改善及び水質保全の役割を担う下水道サービスを、持続的かつ安定的に提供するための経営基盤を強化します。】

- ・効果的、効率的な改築更新
- ・定期的にストックマネジメント計画の見直しを行い、下水道施設の機能を維持すべく、効果的・効率的な改築更新を行います。
- ・普及促進、水洗化率の向上
- ・公共下水道事業の計画区域内における水洗化率は94%程度まで向上していますが、引き続き高水準を維持します。
- ・下水道事業の適切な運用

令和2年4月1日に、地方公営企業法の適用を受けており、より適切な事業運営を図り、透明性を持った事業経営を行います。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

| 目 標 | |
|-----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・未整備区域について、汚水管渠の整備を行う。 ・ストックマネジメント計画策定により、効果的・効率的な改築更新を行う。 |

| |
|--|
| 1.汚水管路新設 令和8～12年度に、未整備区域について整備を行う。 |
| 2.汚水管路改築更新 令和8年度実施設計を行い、令和8年度より、マンホール蓋の取替え、本管更生工事等を行う。 |
| 3.処理場等改築更新 長寿命化計画及びストックマネジメント計画に準拠し、令和8～12年度において処理場の改築・更新を行う。 |

② 収支計画のうち財源についての説明

| 目 標 | |
|-----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料について、定期的な料金改定を視野に入れる。 ・雨水処理負担金、他会計補助金及び他会計出資金については、総務省による通知「地方公営企業繰出金について」の定める基準に基づき、一般会計部局と調整を図り、適切な繰入を行う。 ・建設改良費に係る財源は、国庫補助金及び企業債を充当する。 ・収支予測において収入<支出となる場合は、他会計出資金により補填する。 |

| |
|--|
| 1.使用料収入 将来の大規模投資に備えるため、また総務省が提示している地方財政措置の要件<3,000円(月/20m3)>を満たすため、令和11年度に15%を目安とする使用料の改定を具体的に検討し、収支のバランスを図る。 |
| 2.一般会計繰入金 上述のとおり、総務省による通知「地方公営企業繰出金について」の定める基準に基づき、適正な繰入金を算定する。 |
| 3.建設改良の財源 国庫補助金と企業債を主とし、一部、受益者負担金を充当する。 |
| 4.企業債償還金返済による不足額 他会計出資金により補填する。 |

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

更新投資に係る工事費や人件費その他の経費削減に引き続き取り組むことに加え、官民連携の可能性検討など、物価高に対応してさらなる費用削減に取り組む。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

| | |
|------------------------------|--|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | 鹿児島県主導で実施している広域連携の検討会などへ参加することで、下水道事業における広域化の可能性を意識しながら継続的な検討に努める。 |
| 投資の平準化に関する事項 | ストックマネジメント計画に準拠し、計画的な更新投資を継続する。 |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) | 官民連携に関する将来的な懸念事項も含め、現時点でその知識や手法を学び、導入の可能性を検討する。 |
| その他の取組 | 近年の充実した省エネルギー機器を積極的に導入するため、建設費のみによる判断ではなく、維持管理費や廃止費用も含めたトータルコストでの導入検討に努める。 |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|--|
| 使用料の見直しに関する事項 | 費用削減を図りつつ、適正な使用料による健全な経営が可能となるよう、定期的な適正使用料の検討に努め、利用者の理解を得られるよう積極的な情報発信に取り組む。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | 保有財産の状況に応じて有効な手段を継続的に検討する。 |
| その他の取組 | 先進事例の研究等、情報収集に努める。 |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|---|
| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | 当事業の持続可能性を確保するため、直営による運営と民間委託の役割分担を常に見直し、より効率的で効果的な運営体制の構築を目指す。民間事業者が有する高度な専門技術や経営ノウハウを柔軟に取り入れることにより、サービス水準を維持しつつ、維持管理経費の抑制と組織のスリム化を推進する。 |
| 動力費に関する事項 | 省エネ性能に優れた機器への更新を最大限に図る等、施設の運転に伴う電力消費の最適化を図る。 |
| 薬品費に関する事項 | 処理プロセスの効率化による使用量の最小化、水質変動に応じた適正な投入量の管理の徹底など効率性の追求を継続する。 |
| 修繕費に関する事項 | 時間の経過により予見できる修繕については計画的な修繕を行い、突発的な事故リスクを低減させることで中長期的なトータルメンテナンスコストの平準化と抑制を図る。 |
| 委託費に関する事項 | 委託業務の範囲や内容を定期的に精査し、業務の集約化や契約期間の長期化等による効率化を追求する。 |
| その他の取組 | 既存の業務プロセスを定期的に見直し、不急の経費支出を抑制することで、事業運営全体のスリム化と、限られた財源の有効活用を徹底する。 |

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

| | |
|---------------------|--|
| 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 | 毎年度の決算時には、経営戦略の目標に対する評価や方向修正を検討し、より確実な目標達成を目指す。また、計画期間10年のうち、5年経過時点で計画の見直しを行うことを原則とする。さらに、大幅な収入または支出の増加など、計画において想定していない事態が生じた場合には適宜経営戦略の改定を行う。 |
|---------------------|--|